

松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例の一部を改正する条例

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障がい 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある<u>こと</u>をいう。</p> <p>(2) 差別 障がいを理由として_____不当な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害すること又は社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を怠ることをいう。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>(10) 家族等 配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びに同居する祖父母、兄弟姉妹及び孫<u>並びにこれらに準ずる者として市長が定めるもの</u>のほか、後見人をいう。</p> <p>(11) 略</p> | <p>第2条中、次の改正をとりやめ(文言整理)</p> <p>【前回提示】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第11号に規定する難病</u></li> <li>・ <u>第3号に規定する社会的障壁</u></li> <li>・ <u>第4号に規定する合理的配慮</u></li> </ul> <p>害(発達障害を含む。)、難病を原因とする障害その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある<u>もの</u>をいう。</p> <p>(2) 差別 障がいを理由として<u>障がいのない人と</u>不当な取扱いをすることによる</p> <p>改正内容の修正(文言整理)</p> <p>【前回】障がいを理由として障がいのない人と比較して不当な取扱い・・・</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>次の改正をとりやめ(文言整理)</p> <p>(8) 事業者 松江市内において事業活動を行う全ての者(ボランティア活動を行う団体などを含む。)をいう。</p> <p>(10) 家族等 配偶者、父母、子及び配偶者の父母並びに同居する祖父母、兄弟姉妹及び孫_____のほか、後見人をいう。</p> <p>(11) 略</p> |
|  | <p>改正内容の修正(文言整理)</p> <p>「兄弟姉妹、<u>孫及びこれらに準ずる者として市長が定めるもの</u>のほか、」<br/>↓<br/>「兄弟姉妹及び孫<u>並びにこれらに準ずる者として市長が定めるもの</u>のほか、」</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(市民等<b>及び事業者</b>の役割)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市民等_____は、障がいのある人から<u>現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明(障がいのある人が本人による意思の表明が困難な場合に、本人以外の者が当該本人を支援して行う意思の表明を含む。以下同じ。)</u>があった場合において、<u>合理的配慮をするよう</u>に努めなければならない。</p> <p>3 <u>事業者は、その事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、合理的配慮をしなければならない。</u></p> <p>(相談)</p> <p>第11条 障がいのある人、その家族等、<u>事業者</u>その他関係者は、差別等事案について、市に相談することができる。</p> <p>2・3 略</p> | <p>(市民等_____の役割)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 市民等<b>及び事業者</b>は、障がいのある人から<u>自らの意思によって合理的配慮を求められた場合には、最大限の配慮</u></p> <p><b>改正内容の修正 (文言整理)</b></p> <p>「当該本人の家族等などが」<br/>↓<br/>「本人以外の者が」</p> <p>_____に努めなければならない。</p> <p>(相談)</p> <p>第11条 障がいのある人、その家族等_____<br/>__その他関係者は、差別等事案について、市に相談することができる。</p> <p>2・3 略</p> |
|---|--|

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。